

個人情報保護委員会（第257回）議事概要

- 1 日時：令和5年10月11日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

4 議事の概要

（1）議題1：地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

中村委員から「地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況は、令和5年4月1日の法の全面施行時において、すでに、47都道府県及び1,741市区町村については、その全団体において措置済みであり、また、従前その多くが条例等の個人情報保護制度を有していなかった一部事務組合・広域連合においても、全1,586団体のうちほとんどの団体において措置済みであった。今般、法施行条例等の措置がなされていなかった一部事務組合25団体について、9月末までに全ての団体で法施行条例の整備が完了したとの説明があった。これで、法の目的である個人の権利利益を保護する体制が、全ての地方公共団体において確保された。この体制の整備に際して、地方公共団体からの出向者や地方公共団体勤務の経験のある職員を含む事務局の担当は、地方公共団体との伴走型支援体制を構築してきた。法施行条例の整備の完了は終着点ではなく出発点と考えて、今後も、委員会がこれまで培ってきた伴走型支援体制が維持・強化されることを期待する。事務局においては、全ての地方公共団体における適正かつ円滑な形での法の運用を確保するため、引き続き、地方公共団体と緊密なコミュニケーションをとりながら、法施行条例等の審査・公表や日々の照会回答などの支援を行っていただきたいと思います」と旨の発言があった。

（2）議題2：国際協力関係について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

浅井委員から「本年6月のG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合の際に、丹野委員長とIC0エドワーズ委員長の会談が行われた。私も同席した。会談では、日英の関係強化のためにもMOCの締結が重要であ

るとの認識で双方一致しており、この度、当委員会は MOC の署名に至ることを誠に意義深く思う。今回は第 45 回世界プライバシー会議の機会を捉えて MOC の署名の交換を行うが、エドワーズ委員長との個別の会談も予定している。今後とも、両国が緊密な連携ができるよう、実りの多い意見交換をしてまいりたいと思う」旨の発言があった。

丹野委員長から「今回の英 ICO との MOC 締結は、大変意義の深いものであると承知している。事業者の国境を越えた活動の増加や、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大していることを受けて、自国のみでは対応できない事案が一層増加することが予想される。今回の MOC 締結により、そうした場合でも、ICO との間で機動的かつ効率的な協力をするようになる。本年 6 月に行われた ICO エドワーズ委員長との会談においても、日英の関係強化についてお互いに確認をしたところであり、MOC 締結を契機に、今後とも一層緊密な協力関係を構築してまいりたい。また、今回の MOC は当委員会にとって最初のものとなるが、これを機に、執行能力の更なる強化のため、関係国との MOC 締結の検討を推進してまいりたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定することとなった。

以上